

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照
質疑に入りましたが、発言なく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。 査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よって議案第十四号は、

委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第十一 議案第十五号

昭和五十八年度福生市福

生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算(第三号)を

議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹久助君登壇)

○建設委員長(加藤謹久助君)

御指名がございましたので、議案第十五号につ

きまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

今回の補正は、総額に歳入歳出それぞれ百五十一万六千円を追加し、歳入歳出それぞれ六千九百七十六万九千円と定め、次の事業費中、百二十万三千

円の減額は予算の執行残による補正で、主として土地区画整理審査会及び評価員に要する経費二十一万三千円等の減額と土地区画整理事業に要する経費九十九万円の減額によるもので、四百九十七万四千円は換地清算交付金の減額であり、予備費に二百七十一万九千円を補正し七百四十一万円にしようとするものなどの説明があった後、お諮りしましたところ、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり決定くださいますようお願い申し上げます。

審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長長の報告は終りました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終りました。

これより議案第十五号について採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、

委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十二議案第十六号 昭和五十八年度福生市

下水道事業会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、議案第十六号について

審査報告とさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本日は課長から説明があった後、質疑に入りまして、七ページの総務官

理費中維持管理費のところは九百三十一万一千円の補正で二億四千四百一十円の負担金だが、前年度より二十四万五千トンの増となっているが、総水量はどのくらいで、福生の下水道が一〇〇%に普及した場合には総水量はどのくらいになるかとの質問に対して、総水量は本年度末で流域の処理場に入る量は不明水等を加えて四百八十八万トンくらいであり、下水道が完成し一〇〇%の流域下水道に入るには総水量は基地分の排水量五十八万トン前後と一般市街化分の五百九十七万トン、井戸水が三十三万トン、不明水が百万トンくらいで、合わせて八百十九万四千トンになるわけであり、いま都に納めている負担金が一トン当たり三十八円であるから約三億一千百万円くらいになるとの説明がありました。

また使用料の問題で、不明水と浸入水については負担金はどのようになっているかとの質問に対して、不明水の問題は事業認可の中では多摩川上流流域下水道の関係では一〇%を見込んであるわけですが、雨天時、道路上のマンホールのふたとか地下水の浸入水の進入、特に昨年は台風が多かったので福生では一七・九%の不明水があったが、こゝしは流域の五市二

町で研究して不明水を一四%くらいにとどめたいとの説明があり、また、委員より、下水道使用料の滞納繰越分の未納はどのくらいあるか。また、五十三年から供用開始したものの後の伸びはどうかになっているかの質問に対して、一点目の滞納分ですが、五十七年度は三百十一件で十九万百三十円であり、二点目の供用開始した一年目はよいのだが、二年、三年になると余りよくない。義務期限までに普及促進に努力しているとの答弁がありました。いずれも膨大な費用をかけた公共下水道であり、市民の皆様には水洗の普及に協力してもらうよう努力してもらいたいとの要望があった後、お諮りしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第十六号について採決いたします。

本会に付する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会委員長の報告とあり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、

委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第十三 議案第十七号 昭和五十八年度福生

市受託水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本会については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長
から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹久助君登壇)

○建設委員長(加藤謹久助君) 御指名がござりましたので議案第十七号

昭和五十八年度福生市受託水道事業会計補正予算(第三号)について
審査報告を申し上げます。

なお、お手元に配付の審査報告書目の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本会八月歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九百八十二万九
千円を減額し、歳入歳出それぞれ四億九千六百六十一万一千円と定めようとする
ものであるとの説明があり、質疑に入りましたが、減額の理由として、浄
水費の五百四十四万五千円は前年度より四十一万六千トンの水が必要でない
ための動力費の減額が主なものであり、配水費の委託料は当初予算
より減額しているが、工事等に支障はないかとの質問に対して、支障ない
との答弁がありました。

お諮りしましたところ、全員異議なく可決すべきものと決定した次第で
あります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。
して、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第十七号について採決いたします。

本会に対して委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会では委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、

委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分 休憩

午前十一時三十四分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十四議案第十八号 昭和五十九年度福生市一般会計予算

を議題といたします。

お諮りいたします。

本会では委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって委員長の報告及び

質疑は省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者が発言を願います。反対者 十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第十八号 昭和五十九年度福生市一般会計予

算について反対討論を行います。

自民党政府の臨調行革路線で福祉、教育予算を削られ市民の生活はますます苦しくなっています。こういうときこそ市民生活を擁護する要勢が求められています。

福祉の施策を見ても大部分が前年度並みの水準に置かれています。教育施策は子供、パールの新設など幾つかの市民要求は盛り込まれています。子供を持つ多くの父母の要求である中学校給食の実施や小学校の修学旅行等の補助金は据え置かれたままであり、まさに冷たい予算となっています。

財政的にはこれまでため込んだ都市施設整備基金や財政調整基金などを十分に活用すれば市民の切実な願いが実現できます。市民生活を擁護するために福祉や教育予算の充実を図るべきであることを重ねて主張いたします。

基地問題についても、基地があるために市民はさまざまな公害に悩まされ夜も安眠して眠れない現状を政府に強く訴えるべきです。何事も政

府の言いなりでは地方自治を守ることはできません。

特に基地については政府にきっぱりとした態度をとり、市民の命と暮らしを守り、安眠して暮らせる市政を目指すことを強く要求いたしまして、私の反対討論といたします。

○議長(田村市郎君) 次に賛成者、十六番高水惣八君。

(十六番 高水惣八君登壇)

○十六番(高水惣八君) ただいま議題となっております議案第十八号について、本会木に対する賛成の立場から討論させていただきます。

本会木の審査に当たっては、すでに三日間にあたる特別委員会において十分な審査がなされたことはすでに御承知のとおりであります。

さて、昭和五十九年度福生市一般会計予算は、現下の社会情勢から判断して大変厳しい状況下で編成された予算であると感ぜられます。国家予算の伸び率を見ますと〇・五%増と昨年をさらに下回るものと

なっておりますが、当市の予算は七・二%増で編成され、理事者の御努力に対して、まず敬意を表する次第であります。財源の乏しい当市に

として自主財源が五二・六％と低いことからおのずとその事業内容も制限され厳しい枠の中での行政サービスが要求されるわけでございます。財政構造の良否を判断する経常収支比率を見ると昨年を一九％下回り好ましい結果となっております。今後さらに予算の執行に当たって経費の節約を望むものであります。

歳入面では依存財政に頼る当市にとって横田基地所在市として国の財源獲得に理事者の努力を願うものであります。国の厳しい財政状況にもかかわらず基地交付金を初めとする補助金等、基地関連予算について昨年来若干上回る計上ができたことは評価いたします。が、今後さらに各方面に当市の特殊性を訴え新たな財源獲得に向けて努力されることをお願いするものです。また現下の社会情勢を見ると、課税客体の的確な掌握に努め、より多くの税収実績の向上に努められるとともに、負担の公平の原則に立った適正な受益負担の検討も今後必要やむを得ないものであると考えられるわけでございます。

一方、歳出におきましては厳しい財源にもかかわらず市の基本構想に基き、施策の着実な実現が見受けられ、実施計画に沿った行政水準の向上に向けた予算編成であり、下水道事業の推進を初めとして、道路、公園、学校、運動施設等の充実とあわせて、福祉事業としてのグートボール場の新設、単親家庭奉仕事業、衛生関係で老健法に基き成人病の充実、その他桜祭りの実施、熊川地区の区画整理、田園地区の学習等供用施設建設に向けた設計委託等が成り立ち、また大変結構なことだと思っております。

冒頭申し上げたように、今後急激な景気の好転は望めない情勢にあることは皆様御承知のとおりであります。幸いにして、当市には不測の事態に備えて財源の効率的運用を図るべく積立金を確保しており、本予算においても都市施設整備基金を充当し行政水準の低下を招かぬ方策をとっておりますが、今後さらに積極的な行政推進を図りながら経費の節減、合理化に努め、係る財源の六理めがでるような財源確保に向け努力されることを理事者側に要望し、私の賛成

討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(田村市郎君)

次に反対者 十二番 遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君 登壇)

○十二番(遠藤洋一君)

議案第十八号 昭和五十九年度福生市一般会

計予算に対する反対の討論を行います。

今回の予算の審議に当たりましては三日間の長きにわたりまして審議が行われ、審議の内容の所感から先に述べさせていただきますけれども、全体としては私も委員の質問に對しましての理事者側の返答というものは必ずしも適切、明快というわけには全体にいかりなかつたことが大變に残念であるというふうに思っています。今後の予算の審議に当たりましては必ずその

点は理事者の方に私からも明快に答弁が今後できますように、まず冒頭お願いをしておきたいと思ひます。

さて予算全体のことですけれども、これはここ数年あるいはそれ以上にわたりまして福生市一般会計予算に流れている基本的な姿勢、基本的な思想と全く変わるものがない。横田基地に依存をした。さらには自主的な

財政運営というものについてやはり大變に貧弱な予算であると言わざるを得ません。

基地に依存すること、町が成り立つというところのものの構造は、この町が戦後三十七年間にわたり背負ってきた宿命的なものであるかとも思ひますけれども、ここでやはり戦前、陸軍が来つて以来の四十数年間の基地とのあつき合ひから新たな町づくりを考へるためにも私は基地依存経済ではないものを市長は、あるいは理事者側は大胆に打ち出す時期に來つてゐるのではないかと。今年の歳入におきましては歳出におきましては全体としては基地依存、安保依存予算であると言わざるを得ません。

その意味からも核にも基地にも反対する立場からこの予算に参政をする一人の市民として、とてもではありませんけれども、反対の声を上げていきたいというふうに思ひます。同時に、たとえは人件費におきましては人件比率が大變に少ないということが目玉であるというふうな形での説明がありましたが、しかし、それに変わるべきものとしては、物件費の中であるが人件費と変わらぬものではいかと思へるような形での支出もふえていきます。

そのことそのものはこれから検討課題でもありまいし、あるいは総額的には予算が実質的に増加をした分は結局のところ、つまりその基金取り崩しから積極的な建設運営に臨んだというより形に見受けられまいけれども、そのことそのものがこれから先どのような形で維持管理運営にまでいけるのかという遠い将来にわたるより目途、目算がある予算にはとても思えます。

一人の市民として、一人の議員としてこれからも福生市に住み、また福生市のことを考えるときに、このような形の予算ではない予算を望むと同時に、原則から言えば会計予算——一般会計予算に関しましては、組みかえの要求をすべきところを審議の中でどのような形、質問として反対をしていきたいというふうに思っています。

以上をもちまして反対の討論といたします。（遠藤さん、戦後三十九年だよと呼ぶ音あり）いや、いんだよ、これは三十七年……。

○議長（田村市郎君）

以上で討論は終わります。

これより議案第十八号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田村市郎君）

起立多数であります。よって議案第十八号は、委員長

の報告のとおり可決されました。

○議長（田村市郎君）

日程第十五 議案第十九号 昭和五十九年度福生市

国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 仲村清信君登壇）

○厚生委員長（仲村清信君）

御指名がございましたので、議案第十九号につきまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

質疑に入りまして、歳入中の国庫支出金の臨時財政調整交付金、高額医療費の関係で国の予算が臨調のためにゼロとなり廃止となった。このため臨時財政調整交付金六百五十三万円が果たなくって国保の加入者に對してその分のしわ寄せが出てくるのではないか。六百五十三万円減になった部分に對して今後どのように対応されるのか。

また保険給付費で高額療養費がこれだけかかったときうまく運営できるのかとの質問に對し、臨時財政調整交付金の関係では五十九年度の国の予算の中ではけつりとの臨時財政調整交付金は廃止という形で現在審議されている。五十七年度においては福生市の被保険者一人当たり一千二百五十九円算入をされているので単純に計算するとその分が当然被保険者の税の負担にのっていくということになるかと思いが、国の予算の中において高額分が国庫支出金の療養給付費等の負担金の中の積算の基礎に入ってくるということも伺っているので一千二百五十九円が被保険者のそのまゝ負担増ということにはならなくなるという

ふうに考えている。ただ、これについてはいろいろと国の交付率等の関係があり、どういう結果になるか現在のところわからないが、この予算計上した時点においてはこれは入ってこないという積算でやっているというところである。

それと予備費との絡みであるが、医療費が年々ふえ続けていたのが大変国保の財政状況も税率を改正していかなければならぬといういろいろな心配があったが、五十九年度予算においては、いま言ったような歳入でのいろいろな変更、それと歳出においても変更がある。それは退職者医療制度の問題、高額医療費の問題、これが五万一千円から五万四千円になるとか、あるいは、そのまゝ据え置かれるとか、いろいろな要素があるが、いまの医療費の推計の八億円の予算計上額は恐らくこの範囲であれば国保の特に医療費高騰に伴う財政的問題は生じないのではないかと考えている。ただ、制度的な改革がかなりいろいろ見込まれているのでそれに伴う中身の手直しは途中ですべていたいただいたいと思うとの説明がなされました。

次に診療報酬請求明細書審査支払手数料で二百九十三万一千円が委託料として組まれているが、どのような形で委託をされているのかとの質